

NO&T Data Protection Legal Update

個人情報保護・データプライバシーニュースレター

2025年1月 No.51

個人情報保護・プライバシー

2024年の振り返りと2025年の展望 ～米国編～

弁護士・ニューヨーク州弁護士 達本 麻祐子

弁護士 水越 政輝

弁護士 内海 裕也

ニューヨーク州弁護士 木原 慧人アンドリュー

1. 州レベルでの包括的個人情報保護法

2024年も州レベルでの包括的個人情報保護法の制定が相次ぎ行われました。2024年に7つの州が包括的個人情報保護法を新たに制定したことにより、現在米国で包括的個人情報保護法が制定されている州は20州に上ります。また、バイオメトリック情報及び健康データを対象とした限定的な個人情報保護法の法案が提出された州も見られます。これまで制定された州レベルの包括的個人情報保護法は以下のとおりです。

州	法令	制定年	施行日
カリフォルニア州	California Consumer Privacy Act of 2018 (CCPA)	2018年	2020年1月1日
カリフォルニア州	California Privacy Rights Act of 2020 (CPRA)	2020年	2023年1月1日
バージニア州	Virginia Consumer Data Protection Act	2021年	2023年1月1日
コロラド州	Colorado Privacy Act	2021年	2023年7月1日
ユタ州	Utah Consumer Privacy Act	2022年	2023年12月31日
コネチカット州	Connecticut Data Privacy Act	2022年	2023年7月1日
オレゴン州	Oregon Consumer Privacy Act (OCPA)	2023年	2024年7月1日
モンタナ州	Montana Consumer Data Privacy Act	2023年	2024年10月1日
テキサス州	Texas Data Privacy and Security Act (TDPSA)	2023年	2024年7月1日
アイオワ州	Iowa Consumer Privacy Act	2023年	2025年1月1日

デラウェア州	The Delaware Personal Data Privacy Act	2023 年	2025 年 1 月 1 日
テネシー州	Tennessee Information Protection Act	2023 年	2025 年 7 月 1 日
インディアナ州	Indiana Consumer Data Protection Act	2023 年	2026 年 1 月 1 日
フロリダ州	The Florida Digital Bill of Rights	2023 年	2024 年 7 月 1 日
ニュージャージー州	New Jersey Data Privacy Act	2024 年	2025 年 1 月 15 日
ニューハンプシャー州	New Hampshire Senate Bill 255	2024 年	2025 年 1 月 1 日
ケンタッキー州	Kentucky Consumer Data Protection Act	2024 年	2026 年 1 月 1 日
ネブラスカ州	Nebraska Data Privacy Act	2024 年	2025 年 1 月 1 日
メリーランド州	Maryland Online Data Privacy Act	2024 年	2025 年 10 月 1 日
ミネソタ州	Minnesota Consumer Data Privacy Act	2024 年	2025 年 7 月 31 日
ロードアイランド州	Rhode Island Data Transparency and Privacy Protection Act	2024 年	2026 年 1 月 1 日

* 水色ハイライトは 2024 年以降制定された州法です。

2024 年に新たに導入された州レベルでの包括的な個人情報保護法は、これまでに他の州で制定された個人情報保護法の内容を概ね踏襲するものとなっています。他の州の個人情報保護法と比較して特徴的な点としては、ネブラスカ州の個人情報保護法では、ネブラスカ州で事業を行うあるいはネブラスカ州民によって消費される製品又はサービスを提供している事業体を広く適用対象としつつ、連邦の Small Business Act 上の small business は適用対象外としていること（テキサス州の Texas Data Privacy and Security Act（以下、「TDPSA」といいます。）と同様の規制）、また、ロードアイランド州の個人情報保護法では、一定数のロードアイランド州民の個人情報を処理するという一般的な適用要件の他に、インターネットサービスプロバイダ及び商用ウェブサイトに関して別途の適用要件及び義務を設けている点があります。なお、2024 年に新たに導入された州レベルでの個人情報保護法において、消費者に私的訴権を付与するものではありません。

2. 当局による執行事例

1. FTC による執行事例

米国においては、連邦取引委員会（Federal Trade Commission、以下「FTC」といいます。）が、連邦取引委員会法（FTC 法）に基づき、消費者のプライバシー保護に関する法執行権限を積極的に行使する傾向が継続しています。FTC は、2024 年に、データブローカー企業による正確な位置情報の違法な収集、販売、使用の疑いに関して、4 件の和解を行い、現在 1 件の訴訟を継続中です¹。

¹ <https://www.ftc.gov/business-guidance/blog/2024/12/protecting-consumers-location-data-key-takeaways-four-recent->

さらに、FTC 及び司法省は、消費者の明示的な同意なく広告目的で健康情報の収集と販売を行った事例や、児童オンラインプライバシー保護法（Children's Online Privacy Protection Act (COPPA)）違反の事例を積極的に摘発しています。前者の例として、FTC は、オンラインカウンセリングサービスを提供する Cerebral が、消費者の同意を得ることなく、健康情報を含む個人情報を第三者の広告事業者に提供していたとして、FTC 法及び Health Breach Notification Rule 違反に基づいて摘発を行いました²。また、後者の例として、司法省は、ショート動画の共有 SNS アプリである TikTok において、13 歳未満の児童が年齢制限を回避してアカウントを作成できる状態にし、さらに保護者の同意なく児童の個人情報を収集していたこと等を理由に、TikTok 及びその親会社である ByteDance を提訴しました³。

データ漏洩に関する執行事例としては、FTC は、Marriott 及びその子会社との間で、不適切な情報セキュリティシステムが原因で 2014 年から 2018 年にかけてデータ漏洩が複数回発生したとして、各顧客に対して個人情報の削除を要請する機会を与えること等を合意しました⁴。また、Marriott らは、州の消費者保護法及び個人情報保護法等の違反に関して、49 州及びワシントン D.C. に合計 5,200 万ドルの和解金を支払うことを合意しました⁵。

2. 州当局による執行

テキサス州では 2024 年 7 月に TDPSA が発効し、プライバシー関連法の執行が強化されています。2024 年 6 月、テキサス州司法長官は、プライバシー関連法の積極的な執行のためのチームを立ち上げ⁶、また、データブローカーの登録を義務付けるテキサス州データブローカー法（Texas Data Broker Law）に基づく登録を怠っていることを指摘する書簡を 100 社以上に対して送付しました⁷。また、テキサス州司法長官は、Facebook にアップロードされた全ての写真について顔認識ソフトウェアをユーザーの同意なく使用し、顔の形状の記録を取得していたことがテキサス州バイオメトリック情報収集・使用法（Texas Capture Or Use Of Biometric Identifier Act）に違反するとして、2022 年に Meta を提訴していましたが、当該訴訟に関して、Meta は、2024 年 7 月、単独の州のプライバシー法関連訴訟の和解額としては史上最高額の 14 億ドルを支払うことに合意しました⁸。この他にも、テキサス州司法長官は、運転データを違法に収集・販売していたとして General Motors を 2024 年 8 月に提訴し⁹、また、児童のプライバシーを脅かす方法でプラットフォームを運営しているとして 2024 年 10 月に TikTok を提訴しました¹⁰。

カリフォルニア州は、DoorDash がマーケティング協同組合への参加に際して、消費者に対して通知やオプトアウトの機会の提供を行うことなく、協同組合の他のメンバーに対して消費者の個人情報を提供していた行為が CCPA 及びカリフォルニア州オンラインプライバシー保護法（California Online Privacy Protection Act (CalOPPA)）に違反するとして、同社を提訴し、2024 年 2 月に DoorDash が 37 万 5,000 ドルを支払うことで和解に至りました。この和解は CCPA に基づく和解としては 2 例目となります¹¹。

[cases](#)

² <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2024/04/proposed-ftc-order-will-prohibit-telehealth-firm-cerebral-using-or-disclosing-sensitive-data>

³ <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2024/08/ftc-investigation-leads-lawsuit-against-tiktok-bytedance-flagrantly-violating-childrens-privacy-law>

⁴ <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2024/10/ftc-takes-action-against-marriott-starwood-over-multiple-data-breaches>

⁵ 同上。

⁶ <https://www.texasattorneygeneral.gov/news/releases/attorney-general-ken-paxton-launches-data-privacy-and-security-initiative-protect-texans-sensitive>

⁷ <https://www.texasattorneygeneral.gov/news/releases/attorney-general-ken-paxton-notifies-over-100-companies-their-apparent-failure-comply-texas-data>

⁸ <https://www.texasattorneygeneral.gov/news/releases/attorney-general-ken-paxton-secures-14-billion-settlement-meta-over-its-unauthorized-capture>

⁹ <https://www.texasattorneygeneral.gov/news/releases/attorney-general-ken-paxton-sues-general-motors-unlawfully-collecting-drivers-private-data-and>

¹⁰ <https://www.texasattorneygeneral.gov/news/releases/attorney-general-ken-paxton-sues-tiktok-sharing-minors-personal-data-violation-texas-parental>

¹¹ <https://oag.ca.gov/news/press-releases/attorney-general-bonta-announces-settlement-door-dash-investigation-finds->

その他の州では、不十分なデータセキュリティに起因する情報漏洩を起こしたバイオテック会社の Enzo Biochem に対して、ニューヨーク州、コネチカット州及びニュージャージー州が摘発を行った結果、Enzo Biochem が合計 450 万ドルを支払い、データセキュリティの強化に合意した事例もありました¹²。

3. 注目を集めたトピック

AI 規制

近年、AI に関する規制を求める声が高まっており、特に、ユーザーの個人情報が、明示的な同意なく、また情報が収集されている本人の認識なしに、AI 開発のために収集・利用されることが懸念されています。また、AI による決定は、意思決定に用いられたデータに内在するバイアスを反映している可能性があり、年齢、性別、人種等に基づく差別への懸念も指摘されています。

2024 年末時点で、連邦レベルでは AI を包括的に規制する法律は存在しませんが、州レベルでは一部の州で AI を規制する法律制定の動きがありました。2024 年 5 月、コロラド州は全米で初めて包括的な AI 規制法 (Colorado Artificial Intelligence Act) を制定し、リスクの高い AI システムの開発者及び導入者に対して、アルゴリズムによる差別を避けるための合理的な注意義務を課しました¹³。カリフォルニア州では、プライバシーや透明性、選挙関連規制との関係で AI 規制を行う法律が複数成立した一方で、州議会が AI モデルの開発者らに安全プロトコルの実装等を義務づける AI 安全法案 (Safe and Secure Innovation for Frontier Artificial Intelligence Models Act) を可決したものの、ニューサム州知事が拒否権を行使し法案成立には至りませんでした。

4. 2025 年の展望

1. 連邦・州レベルのプライバシー法

2024 年 4 月 7 日に超党派により新たな米国連邦データプライバシー保護法案 (The American Privacy Rights Act) が公表されましたが、その後同法案について特に進展はなく、前身の法案 (American Data Privacy and Protection Act) と同様に法案成立への期待は低い状況が続いています¹⁴。他方で、2024 年と同様、2025 年も、州による個人情報保護法の制定や改正の動きは引き続き継続するものと見込まれます。

2. 連邦及び州によるプライバシー・AI 関連規制の執行

FTC による規則制定や執行権限の拡大に積極的であったリナ・カーン氏が FTC 委員長から退任予定であり、トランプ大統領は次期委員長としてアンドリュー・ファーガソン委員を指名すると発表しています。もともと、第一次トランプ政権下で FTC は、4 年間に多くのプライバシー法関連の訴訟を提起しており、Facebook や Equifax に対する高額な制裁金事例等、プライバシー法の執行を積極的に行っていたことから、第二次政権の下でも FTC は引き続きプライバシー・データセキュリティ分野に高い関心を有するものと思われる。他方で、トランプ大統領は、バイデン前大統領が出した AI 大統領令 (The Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence) を大統領就任後直ちに破棄する予定であると発言する等、AI 規制に関しては慎重な立場をとっており、FTC をはじめとした執行機関への影響も注視する必要があります。

州レベルでは、上記のとおり各州の司法長官はプライバシー関連法の執行に積極的な姿勢を示しており、今後、包括的個人情報保護法の制定が進むことに伴い、各州でのプライバシー関連法の執行がより活発化することが予想されます。

2025 年 1 月 23 日

[company](#)

¹² <https://ag.ny.gov/press-release/2024/attorney-general-james-secures-45-million-biotech-company-failing-protect-new>

¹³ <https://leg.colorado.gov/bills/sb24-205>

¹⁴ <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/8818>

[執筆者]

**辻本 麻佑子**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008年京都大学法学部卒業。2016年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2010年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、現在はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。

**水越 政輝 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士・パートナー)**

masaki_mizukoshi@noandt.com

2009年中央大学法学部卒業。2017年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar) 後、ニューヨーク州弁護士資格を取得。2017-2018年 Covington & Burling LLP (Washington, D.C.) 勤務。

国内外のM&A取引、プライベート・エクイティ投資、買収ファイナンス、金融取引を中心に、企業法務全般にわたりリーガルサービスを提供している。新規事業分野に関わる各種取引、マイノリティ出資、ジョイントベンチャー案件にも多くの経験を有するほか、欧州、米国、アジアを含むグローバルなデータコンプライアンスやサイバーセキュリティに関する案件も多く手がける。

**内海 裕也 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士)**

yuya_utsumi@noandt.com

2017年東京大学法学部卒業。2024年 University of Pennsylvania Carey Law School 卒業 (LL.M. with Wharton Business & Law Certificate)。

2018年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2024年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。M&A取引、企業組織再編、コーポレートガバナンスを中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

木原 慧人アンドリュー (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP ニューヨーク州弁護士)

andrew-keito_kihara@noandt.com

2022年 William & Mary Law School 修了。国際法を専攻し、J.D. (Juris Doctor) を取得。卒業後、長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィスに入所し、主に国際案件 (国際取引、セキュリティー規制、訴訟等) に携わっている。ロースクール入学前はコーネル大学にて応用経済学士号を取得。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]

鈴木 明美 パートナー
akemi_suzuki@noandt.com

森 大樹 パートナー
oki_mori@noandt.com

殿村 桂司 パートナー
keiji_tonomura@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約600名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T Data Protection Legal Update ~個人情報保護・データプライバシーニュースレター~の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_dataprotection/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-dataprotection@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。